

報告第 2 6 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	平成30年8月14日	40,000円	足立区東伊 興在住者	平成 29 年 12 月 14 日 午後 6 時 10 分 頃、相 手 側 が 足 立 区 保 木 間 二 丁 目 2 番 先 区 道 を 通 行 中、区 が 管 理 す る 道 路 上 の わ だ ち 掘 れ に よ り 転 倒 し、バ イ ク が 損 傷 し た。